

## Maplesoft ソフトウェアライセンス契約書

以下の条項は、Waterloo Maple Inc. の事業部である Maplesoft (以下、「Maplesoft」といいます。) またはその認定再販業者 (Maplesoft のウェブサイト <https://www.maplesoft.com/contact> に記載されたパートナー) がお客様 (以下、『利用者』といいます。) に対して発行した『注文確認書』の記載に従い、Maplesoft が『利用者』に対してライセンスの使用を許諾するソフトウェア製品のすべてに適用されます。

**注意：** この文書は契約書です。 インストールおよびアクティベーションを完了する前に、この契約書を注意深く読んでください。「同意します」のボタンもしくはこの手続きを完了するためのボタン、またはその両方をクリックすることで、『利用者』 (個人または『団体』。後者の場合、個人またはかかる機関の正式な権限を有する代表者としてこの手続きを行っていることを認めることとなります。) は本契約の条項を承諾し、本契約の遵守に同意することとなります。本契約の当事者となること、またはその全条項に従うことを望まない場合は、この手続きを中止するためのボタンをクリックし、ソフトウェア (付属の文書も含まれます。) のインストール、アクティベーションまたは使用は行わないでください。ソフトウェアがまだアクティベーションされていないことと、最初の購入日から 30 日以内に返却されることを条件とし、Maplesoft が請求する可能性のある手数料を購入価格から差し引いた金額が『利用者』に返金されます。

詳細な情報をご希望の場合は、<https://www.maplesoft.com/contact> に記載された連絡先より Maplesoft までご連絡ください。

### 1. 語句の定義

二重鉤括弧 (『』) で記載されている語句で、本文中に定義されていないものは、別紙 A にて定義されるものとします。

### 2. Maplesoft の『注文確認書』と、『利用者』に対する使用許諾

『利用者』は、『利用者』が注文した『ソフトウェア』、『ライセンスオプション』、『インストールタイプ』、『ソフトウェア』の使用を許諾されたユーザ数、『ライセンス』の期間、『利用者』の連絡先の詳細 (担当者名、住所およびメールアドレス)、その他の情報を記載した『注文確認書』の提供を Maplesoft または認定再販業者から受けたことを認めます。『利用者』が『注文確認書』を受け取ってから 30 日以内に Maplesoft または認定再販業者に対し同書の内容が不正確であることを通知しない限り、『利用者』は、かかる内容が正確であることを確認し、同書に記載された条件を受け入れたものとみなされます。『利用者』は、本契約の定める内容が、使用許諾の対象となるすべての『ソフトウェア』に対して適用されることを認め、同意するものとします。Maplesoft は、本使用許諾の条件を独自の裁量で適宜変更できるものとします。

### 3. オンラインまたはオフラインでの製品アクティベーション

『利用者』が『注文確認書』に従い使用許諾された『ソフトウェア』製品の種類によっては、インストール手続き中に『ソフトウェア』のアクティベーションに必要な情報を『利用者』が所定

の方法で真正かつ正確に提供することが本契約で許諾されるライセンス使用権の条件となる場合があります。Maplesoft から要求があった場合、『利用者』はインターネットを介して、またはインターネットを使わない電話 (通話料金が課される場合があります) や電子メールなどの方法で『ソフトウェア』のアクティベーションを行う必要があります。認証手続きを行い、『利用者』が保有する『ソフトウェア』が使用許諾されたものであることを確認するため、製品のアクティベーションの際に『利用者』のコンピュータまたは『利用者』の『サイト』と Maplesoft との間で 1 度のみ情報交換を必要とすることがあります。アクティベーション手続き中に『利用者』が別途同意した場合を除き、Maplesoft はアクティベーション手続き中に『利用者』のインストールまたはコンピュータから得た情報を、『ソフトウェア』のアクティベーションと認証、もしくはカスタマーサービスのためにのみ使用します。『利用者』は、『ソフトウェア』がこの認証手続きを行うことを許可するものとします。詳細情報については、Maplesoft のウェブサイトを参照してください。Maplesoft のプライバシーポリシーは次のリンクに掲載されています：  
<https://www.maplesoft.com/privacy>

#### 4. 『エリートメンテナンス制度』、クレジットおよびアップグレード

『利用者』は、『注文確認書』の記載に従い、Maplesoft の『エリートメンテナンス制度』への加入権を Maplesoft より取得することができます (『利用者』が選択した『ライセンスオプション』と『インストールタイプ』が適用される場合)。『エリートメンテナンス制度』の会員資格が失効した場合、『利用者』は、『エリートメンテナンス制度』の会員のみが利用できる『ソフトウェア』機能を含むがこれに限定されない『エリートメンテナンス制度』の特典 (該当する場合) にアクセスできなくなります。『エリートメンテナンス制度』の有効期間は、その時点で適用される料金を支払うことにより『ソフトウェア』のために更新することができますが、当該『ソフトウェア』向けに Maplesoft が『エリートメンテナンス制度』を提供している場合に限りです。

**クレジットの利用：**『利用者』は、『ソフトウェア』には『エリートメンテナンス制度』の会員のみが利用できるクレジットの利用が必要となる機能が含まれる場合があります、クレジットには有効期限があること、『利用者』が『エリートメンテナンス制度』の会員資格を維持している場合にのみ補充されることを了承します。『利用者』が『ソフトウェア』の使用時にインターネットに接続していない場合、クレジットが必要となる機能は利用できません。『ソフトウェア』は、『エリートメンテナンス制度』のステータス、失効日およびサービスレベルを確認しアップデートを行うために、『利用者』のコンピュータと Maplesoft との間で適宜情報交換を行います。詳細情報については、Maplesoft のウェブサイトを参照してください。Maplesoft のプライバシーポリシーは次のリンクに掲載されています：<https://www.maplesoft.com/privacy>

**アップグレード：**『利用者』は、アップグレード版の『ソフトウェア』または追加『ソフトウェア』 (いずれも『アップグレード』といいます。) の使用権を、Maplesoft より適宜受領または購入する権利を有する場合があります。かかる『アップグレード』は、Maplesoft により本ライセンス契約の定めに従って提供されること、また『アップグレード』にかかわる『利用者』の『ソ

ソフトウェア』の使用権を証明すること (当該『ソフトウェア』の使用権取得時に発行された『利用者』のパーチェスコードの確認を含みます。) を『利用者』に対して要求する場合があることを『利用者』は了承し、同意するものとします。『利用者』は『アップグレード』の入手に際して、『ソフトウェア』の旧バージョンを返却または破棄する必要はありません。『利用者』は『アップグレード』に加えて、『ソフトウェア』の旧バージョンを使用し続けても構いませんが、その製品の使用総数は、該当する『注文確認書』の規定により許可および使用許諾されたユーザ数を超えることはできません。

## 5. 『ソフトウェア』の使用許諾とその期間

該当する『ライセンスオプション』と『インストールタイプ』に従った『料金』の支払い、および本契約の条項を遵守するという『利用者』の同意を以って、Maplesoft は『利用者』に対し、『利用者』が所有または賃借するコンピュータシステム上のみで、取得した『ライセンスオプション』と『インストールタイプ』に従って『ソフトウェア』をインストールおよび使用することに対する、制限付きの、取り消し可能な、個人用の、譲渡不能かつ非独占的な使用権 (以下、『ライセンス』といたします。) をここに許諾します。この『ライセンス』は『利用者』の『内部利用』、または後記第 6 条および第 7 条に記載するその他の利用のみを対象とします。

『利用者』がアクセスを許諾される『ソフトウェア』の種類、『ライセンスオプション』、『利用者』が選択する『インストールタイプ』によって、『ライセンス』の諸条件は次のいずれかとなり、それは『注文確認書』に記載されます。

- (a) 『期間ライセンス』 – 『利用者』は一定期間中に『ソフトウェア』を使用する使用権を購入できます (以下、『期間ライセンス』といたします。)。各『期間ライセンス』は、『注文確認書』で指定された期間が満了となる前に、『利用者』がその時点で設定されている期間ベースの『料金』を支払って『ライセンス』を更新しない限り、期間満了時に直ちに、自動的に失効します。『利用者』は、期間満了時より『ソフトウェア』のあらゆる使用を直ちに中止し、必要に応じて CPU またはサーバからその『ソフトウェア』を完全に削除しなければなりません。『利用者』は、『ソフトウェア』が使用許諾期間満了とともに動作を停止する (外的な通信や介入ではなくプログラムされた判断によります。) ようにプログラムされている場合があることを了承します。『期間ライセンス』に対し『エリートメンテナンス制度』が適用される場合は、後者も『ライセンス』期間満了と同時に自動的に終了となります。
- (b) 『永久ライセンス』 – 『利用者』は『ソフトウェア』を利用するための永久的な使用権 (以下、『永久ライセンス』といたします。) を購入できます。『永久ライセンス』は、本契約に基づき Maplesoft が打ち切らない限り、『ソフトウェア』を無期限に使用する権利を『利用者』に許諾します。各々の『永久ライセンス』に対し『エリートメンテナンス制度』が適用されている場合は、『エリートメンテナンス制度』はその最初の期間満了と同時に自動的に終了となることを、『利用者』は了承し、同意します。終了後は、Maplesoft がかかる『ソフトウェア』に対し『エリートメンテナンス制度』を一般に提供している場合には、その時点で

設定されている料金の支払いを条件として、『エリートメンテナンス制度』を『ソフトウェア』に対し更新することもできます。Maplesoft は、『永久ライセンス』にかかわる『ソフトウェア』が、いかなる期間満了時やいかなる事象発生時にも、その『ソフトウェア』が使用不能となるようなコードや装置を含まないことを認めます。

## 6. ソフトウェアのライセンスオプション

本『ライセンス』購入時に、『利用者』は Maplesoft が提供するものの中から該当する『ライセンスオプション』（1 つ以上の許可された『インストールタイプ』を必ず含めなければなりません。）を必ず選択しなければならず、また、これは『注文確認書』に記載されるものとします。本ライセンス契約に記載されているとおり、各『ライセンスオプション』には、追加的な権利、義務および制約が適用されます。本契約の条項に同意することにより、『利用者』は該当する『ライセンスオプション』に適用される条件にも同意することとなります。各『ライセンスオプション』において、『利用者』は、自身が許可し、ライセンス許可を与えたユーザによる『ソフトウェア』の使用と、それらのユーザによる本契約の遵守を確認するについて、責任を負うものとなります。認められる『ライセンスオプション』は次のとおりです。

- (a) **『商用ライセンスオプション』** — この『ライセンスオプション』は、『利用者』（商業に携わる個人、または商業に携わる個人や機関のためにこの『ライセンスオプション』を購入する『団体』）に対し、『ソフトウェア』を商用目的で使用する権利を与えるものです。この『ライセンスオプション』下では、Maplesoft が書面で別個の使用許諾を『利用者』に与えていない限り、『利用者』は『ソフトウェア』への『リモート・アクセス』が禁止されています。この『ライセンスオプション』では、該当する『インストールタイプ』の規定およびその他本契約の規定による場合を除き、追加的な使用上の制約を受けることなくどの『インストールタイプ』も利用できます。この『ライセンスオプション』は、『期間ライセンス』と『永久ライセンス』のいずれの場合でも取得できます。『注文確認書』に指定がある場合、この『ライセンスオプション』は『自宅利用ライセンスオプション』下の特定の権利を含む場合があります。『利用者』が商用ユーザのためにこの『ライセンスオプション』を購入する『団体』である場合、『利用者』はその商用ユーザに本ライセンス契約を遵守させる責任を負います。

**仮想化ソフトウェア配布権のオプション：**『利用者』は、Maplesoft の書面による同意を得て、『ソフトウェア』への『リモート・アクセス』を許可する権利を、当該料金を支払った上で Maplesoft から購入することができます。この場合、『利用者』は、配布する『ライセンス』の数を『注文確認書』の書面で Maplesoft と合意したものとするため適切な行動を取るものとします。この『ライセンスオプション』は『期間ライセンス』として取得できます。この『ライセンスオプション』の使用期間が満了し更新されない場合、『利用者』の『ソフトウェア』への『リモート・アクセス』は失効します。

- (b) **『アカデミックライセンスオプション』** — この『ライセンスオプション』は、『利用者』

(教育に携わる個人、または教育に携わる個人や機関のためにこの『ライセンスオプション』を購入する『団体』) に対し、『ソフトウェア』を認定された『教育機関』または『その他の教育機関』でのみ使用する権利を与えるものです。『アカデミックライセンスオプション』下では、『利用者』は次に挙げる『無制限アカデミックライセンス』または『制限付きアカデミックライセンス』のいずれかを選択できます。

(i) 『無制限アカデミックライセンス』 - この『ライセンスオプション』は、『利用者』に学術的指導、教育および研究の目的でのみ『ソフトウェア』を使用する権利を与え、他の目的での使用を禁止します。この『ライセンスオプション』では、『インストールタイプ』のいずれか 1 つが利用できます。この『ライセンスオプション』下では、『ソフトウェア』の商業的利用は固く禁止されています。この『ライセンスオプション』下では、Maplesoft が別途書面で使用許諾を『利用者』に与えていない限り、『利用者』が『学生』に対し『リモート・アクセス』を許可することや、『学生』用コンピュータ (その所有者が『利用者』であるか『学生』であるかにかかわらず) に『ソフトウェア』をインストールすることは禁止されています。この『ライセンスオプション』は、『期間ライセンス』と『永久ライセンス』のいずれの場合でも取得できます。『利用者』の『注文確認書』に指定がある場合、この『ライセンスオプション』は『自宅利用ライセンスオプション』下の特定の権利を含む場合があります。

(ii) 『制限付きアカデミックライセンス』 - この『ライセンスオプション』は、『利用者』に学術的指導および教育の目的でのみ『ソフトウェア』を使用する権利を与え、他の目的での使用を禁止します。この『ライセンスオプション』下では、『ソフトウェア』の研究目的および商用目的での利用は固く禁止されています。この『ライセンスオプション』下では、Maplesoft が別途書面で使用許諾を『利用者』に与えていない限り、『利用者』が『学生』に対し『リモート・アクセス』を許可することや、『学生』用コンピュータ (その所有者が『利用者』であるか『学生』であるかにかかわらず) に『ソフトウェア』をインストールすることは禁止されています。この『ライセンスオプション』は、『期間ライセンス』と『永久ライセンス』のいずれの場合でも取得できます。『利用者』の『注文確認書』に指定がある場合、この『ライセンスオプション』は『自宅利用ライセンスオプション』下の特定の権利を含む場合があります。

**仮想化ソフトウェア配布権のオプション：**『教育機関』は、Maplesoft の書面による同意を得て、『学生』、教員または職員に対し『ソフトウェア』への『リモート・アクセス』を許可する権利を、所定の料金を支払った上で Maplesoft から購入することができます。この場合、『教育機関』は、配布する使用権の数を『注文確認書』の書面で Maplesoft と合意した『学生』、教員および/または職員数のみとするため適切に行動するものとし、ます。『利用者』は、その教育関連ユーザや学生ユーザに本ライセンス契約を遵守させる責任を負います。この『ライセンスオプション』は『期間ライセンス』として取得できます。この『ラ

『ライセンスオプション』の使用期間が満了し更新されない場合、『利用者』の『ソフトウェア』への『リモート・アクセス』は失効します。

**教育機関配布権のオプション**：『教育機関』は、Maplesoft の書面による同意を得て、『学生ライセンスオプション』または『自宅利用ライセンスオプション』に従ったインストールと使用のみを目的として、その機関の『学生』、教員または職員のために『ソフトウェア』を注文する権利を、所定の料金を支払った上で Maplesoft から購入することができます。この場合、『教育機関』は次の事項を満たすため適切に行動するものとします。(i) 『注文確認書』の書面で Maplesoft と合意した『学生』、教員および/または職員数の使用権のみを配布する。(ii) 『ソフトウェア』(本ライセンス契約を含みます。)を変更せずにその『教育機関』の各ユーザに提供することで、『ソフトウェア』のユーザが、インストールおよびアクティベーションの手続きの一環として本契約の条項に同意しなければならないようにする。つまり、『利用者』が教育関連のユーザまたは教育機関のためにこの『ライセンスオプション』を購入する『団体』である場合、『利用者』にはその教育関連ユーザや学生ユーザに本ライセンス契約を遵守させる責任も負うということです。

(c) 『学生ライセンスオプション』 - この『ライセンスオプション』は、『利用者』(『学生』、または『学生』のためにこの『ライセンスオプション』を購入する『団体』)に対し、『学生』のパーソナルコンピュータ上でのみ『学生』が『ソフトウェア』を使用することを許可する権利を与えるものです。この『ライセンスオプション』では、『シングルユーザ・インストールタイプ』しか利用できず、『ソフトウェア』の利用は『学生利用』に限定されます。商用、指導、教育、研究の各目的での使用は禁止されています。この『ライセンスオプション』は、『期間ライセンス』と『永久ライセンス』のいずれの場合でも取得できます。ただし、『利用者』の『学生』としての身分が終了した場合、次のいずれかを選択することができます。(i) 『ソフトウェア』を個人的かつ非商用目的で使用し続ける。(ii) ライセンス変更料がかかる場合は当該金額を Maplesoft に支払った上で、『学生ライセンス』を他の『ライセンスオプション』に変更する。『利用者』が学生ユーザのためにこの『ライセンスオプション』を購入する『団体』である場合、『利用者』はその学生ユーザに本ライセンス契約を遵守させる責任も負います。この『ライセンスオプション』では、各『学生』の有効な身分証明書(その有効性は Maplesoft の独自の裁量により判断します。)が必要となります。『学生ライセンスオプション』により購入された『ソフトウェア』は、『利用者』の『注文確認書』に定められた確認期間の期限内に『学生』資格を確認できない場合、使用不能となります。

(d) 『大学院生研究用ライセンスオプション』 - この『ライセンスオプション』は、『利用者』(『学生』、または『学生』のためにこの『ライセンスオプション』を購入する『団体』)に対し、『学生』のパーソナルコンピュータ上でのみ『学生』が『ソフトウェア』を使用することを許可する権利を与えるものです。この『ライセンスオプション』では、『シングルユーザ・インストールタイプ』しか利用できず、『ソフトウェア』の利用は『学

生利用』および『学生』の学術研究に限定されます。商用、指導、教育の各目的での使用は禁止されています。この『ライセンスオプション』は、『期間ライセンス』と『永久ライセンス』のいずれの場合でも取得できます。ただし、『利用者』の『学生』としての身分が終了した場合、次のいずれかを選択することができます。(i) 『ソフトウェア』を個人的かつ非商用目的で使用し続ける。(ii) ライセンス変更に料金がかかる場合は当該金額を Maplesoft に支払った上で、『大学院生研究用ライセンス』を他の『ライセンスオプション』に変更する。『利用者』が学生ユーザのためにこの『ライセンスオプション』を購入する『団体』である場合、『利用者』はその学生ユーザに本ライセンス契約を遵守させる責任も負います。

(e) 『自宅利用ライセンスオプション』 – この『ライセンスオプション』は、『利用者』(個人ユーザ、または個人ユーザのためにこの『ライセンスオプション』を購入する『団体』) に対し、そのユーザが自宅で『ソフトウェア』を使用することを許可する権利を与えるものです。この『ライセンスオプション』では、『シングルユーザ・インストールタイプ』しか利用できず、『ソフトウェア』の使用はユーザの自宅に限定されます。この『ライセンスオプション』は、『利用者』の『注文確認書』に注記されている場合のみ利用可能となります。ユーザの雇用主が『商用ライセンス』を保有している場合に限り、『ソフトウェア』の商業的利用が許可されます。指導、教育、研究の各目的における使用は、ユーザの雇用主が適宜『無制限アカデミックライセンス』または『制限付きアカデミックライセンス』を購入している場合のみ許可されます。この『ライセンスオプション』は、『期間ライセンス』と『永久ライセンス』のいずれの場合でも取得できます。『利用者』は、『自宅利用ライセンスオプション』を他の『ライセンスオプション』に変更することができます。ただし、ライセンス変更に料金がかかる場合は当該金額を Maplesoft に支払った上で変更を行う必要があります。『利用者』が個人ユーザのためにこの『ライセンスオプション』を購入する『団体』である場合、『利用者』はその個人ユーザに本ライセンス契約を遵守させる責任も負います。

(f) 『パーソナル・エディション・ライセンスオプション』 – この『ライセンスオプション』は、『利用者』(個人ユーザ、または個人ユーザのためにこの『ライセンスオプション』を購入する『団体』) に対し、その個人ユーザが個人的な目的で『ソフトウェア』を使用する権利を与えるものです。この『ライセンスオプション』では、『シングルユーザ・インストールタイプ』しか利用できず、『ソフトウェア』の使用はすべて個人用途に限定されます。商用、指導、教育、研究の各目的における『ソフトウェア』の使用は禁止されています。この『ライセンスオプション』は、『期間ライセンス』と『永久ライセンス』のいずれの場合でも取得できます。『利用者』は、『パーソナル・エディション・ライセンスオプション』を他の『ライセンスオプション』に変更することができます。ただし、ライセンス変更に料金がかかる場合は当該金額を Maplesoft に支払った上で変更を行う必要があります。『利用者』が個人ユーザのためにこの『ライセンスオプション』を

購入する『団体』である場合、『利用者』はその個人ユーザに本ライセンス契約を遵守させる責任も負います。

- (g) 『評価版のライセンスオプション』 - Maplesoft は、『ソフトウェア』を「評価版」、「試用ライセンス」、またはその他の同様の名称（総称して、「評価版」といいます。）として指定する場合があります。本『ライセンスオプション』は、評価期間中のみ、購入決定を行うためにソフトウェアの機能を評価する目的でのみ、ソフトウェアを使用する権利を『利用者』に付与します。さらに、『利用者』は、Maplesoft から書面による明示的な許可を得ない限り、評価期間の終了後に『評価版』の『ライセンス』を使用して作成されたコンテンツを使用することが禁じられています。これには、数学的解、生成されたコード、エクスポートされたモデル、『ソフトウェア』なしで使用可能な対話型アプリケーションが含まれますが、これらに限定されません。

## 7. インストールタイプ

『利用者』は、この『ライセンス』購入時に Maplesoft が許可する適切な『インストールタイプ』を選択する必要があります。各『インストールタイプ』には、以下の権利、義務および制限が適用されます。本契約の条項に同意することで、『利用者』は該当する『インストールタイプ』にも同意することとなります。この『ソフトウェア』は、以下の『インストールタイプ』によりインストールできます。

- (a) 『シングルユーザ・インストールタイプ』 - この『インストールタイプ』は、『利用者』に対し『ソフトウェア』を次のとおりインストールし運用する権利を与えるものです。
- (i) 『学生利用』（『学生ライセンスオプション』）、自宅利用（『自宅利用ライセンスオプション』）、個人利用（『パーソナル・エディション・ライセンスオプション』）の場合、適宜『利用者』、『学生』または個人ユーザが所有、賃借または管理する、指定された 1 つのスタンドアロン型のパーソナルコンピュータにノードロックで『ソフトウェア』をインストール。
- (ii) その他のすべての『ライセンスオプション』の場合、『利用者』が所有、賃借または管理する最大 2 つまでのコンピュータにインストール。

ただし、『ソフトウェア』にアクセスでき、それを操作するのが適切な『利用者』、『学生』または個人ユーザであることが条件となります。『ソフトウェア』は、適切な『利用者』、『学生』もしくは個人ユーザが所有、賃借または管理する複数のコンピュータ間で移動させても構いませんが、この場合『ソフトウェア』を移動元コンピュータから永久に削除しなければなりません。『ソフトウェア』を同時にインストールできるコンピュータ数は、『学生』、自宅ユーザ（『自宅利用ライセンスオプション』）、個人ユーザ（『パーソナル・エディション・ライセンスオプション』）の場合は 1 つのみ、その他の場合は 2 つまでとなります。

- (b) 『マルチユーザ・インストールタイプ：ノン・フローティング』 - この『インストー

ルタイプ』は、複数の特定された（ノン・フローティング）コンピュータで『ソフトウェア』を使用する権利を『利用者』に与えます。これらのコンピュータは、インストールおよびアクティベーション手続き中に『利用者』が指定し、物理的に 1 か所に所在している必要があります。『利用者』が『ソフトウェア』を使用できるコンピュータ数は、『利用者』の『注文確認書』で指定された数を限度とします。『利用者』は『ソフトウェア』を物理的に異なる場所に転送することはできません。また、『利用者』が『ソフトウェア』への『リモート・アクセス』の使用許諾の権利を取得していない場合、物理的に異なる場所にいるユーザに『ソフトウェア』の『リモート・アクセス』を許可しないでください。この『インストールタイプ』下では、『ソフトウェア』の同時使用（後記第 7 条(c)で説明）は固く禁止されています。『利用者』は『ソフトウェア』の将来のバージョンへの『アップグレード』（Maplesoft の『エリートメンテナンス制度』下で許可される場合）を受け取る場合がありますが、その場合も『ソフトウェア』へのアクセスに使用できるコンピュータ数は、『利用者』の『注文確認書』で指定された使用許諾されたユーザ数を超えてはなりません。

- (c) 『マルチユーザ・インストールタイプ：フローティング』 - この『インストールタイプ』は、『利用者』が、コンピュータのインストールおよびアクティベーション手続き中に、『利用者』の『注文確認書』で指定する 1 か所以上の拠点にある、複数の不特定の（フローティング）コンピュータで『ソフトウェア』を使用する権利を『利用者』に与えます。これらのコンピュータは『利用者』が所有、賃借または管理するものでなければならず、同時使用ユーザの総数は、『注文確認書』に記載された数を超えてはなりません。『利用者』は、常時『注文確認書』で許可されているユーザ数までしか『ソフトウェア』を同時に操作させることはできません。『利用者』は、常時『ソフトウェア』のユーザ総数が『ソフトウェア』に対して使用許諾されたユーザ数を超えないようにする責任があります。『利用者』は管理責任者を指名し、『ソフトウェア』（該当する場合その『アップグレード』も含みます。）へのアクセス、インストールおよび管理を許可されたユーザ数を正確にカウントし管理する責務を委任するものとします。『利用者』は Maplesoft の『エリートメンテナンス制度』下で許可される『ソフトウェア』の『アップグレード』を受け取る場合がありますが、その場合も『ソフトウェア』（『アップグレード』版か否かにかかわらず）に同時にアクセスできるユーザ数は『利用者』の『注文確認書』で指定されたユーザ数を超えてはなりません。かかるユーザは、全員同一国内にいなければなりません。

- (d) 『インターナショナル・マルチユーザ・インストールタイプ：フローティング』 - この『インストールタイプ』は、『利用者』が、コンピュータのインストールおよびアクティベーション手続き中に『利用者』の『注文確認書』で指定する 1 か所以上の拠点にある、複数の不特定の（フローティング）コンピュータから『ソフトウェア』を使用する権利を『利用者』に与えます。これらのコンピュータは『利用者』が所有、賃借または管

理するものでなければならず、同時使用ユーザの総数は、『注文確認書』に記載された数を超えてはなりません。『利用者』は『注文確認書』で指定された国にあるコンピュータからのみ『ソフトウェア』を利用できます。『利用者』は、常時『注文確認書』で許可されているユーザ数までしか『ソフトウェア』を同時に操作させることはできません。『利用者』は、常時『ソフトウェア』のユーザ総数が『ソフトウェア』に対しての使用許諾されたユーザ数を超えないようにする責任があります。『利用者』は管理責任者を指名し、『ソフトウェア』（該当する場合その『アップグレード』も含まれます）へのアクセス、インストールおよび管理を許可されたユーザ数を正確にカウントし管理する責務を委任するものとします。『利用者』は Maplesoft の『エリートメンテナンス制度』下で許可される『ソフトウェア』の『アップグレード』を受け取る場合がありますが、その場合も『ソフトウェア』（『アップグレード』版か否かにかかわらず）に同時にアクセスできるユーザ数は『利用者』の『注文確認書』で指定されたユーザ数を超えてはなりません。

- (e) 『コア・インストールタイプ』 - この『インストールタイプ』は、指定されたスタンダードアロン型のノードロック・コンピュータ（それぞれを『CPU』と呼びます。）上で『ソフトウェア』をインストール、使用および操作する権利を『利用者』に与えます。これらのコンピュータは『注文確認書』で指定し、『利用者』が所有、賃借または管理するものでなければならず、『利用者』の『注文確認書』で指定された使用許諾されたコア数を超えてはなりません。コア上にある『ソフトウェア』にアクセスし、使用できるユーザ数に制限はありません。ただし、コアの機能的および技術的特徴により、使用上一定の技術的制約を受ける場合があります。ユーザは、Maplesoft が事前に複数国アクセスの許可を書面で与えている場合を除き、全員同一国内にいなければなりません。

## 8. ライセンスの一般的制約

本契約が適用されるすべての『ソフトウェア』の『ライセンス』は、該当する『ライセンスオプション』、『インストールタイプ』、『注文確認書』が課する制約に加え、以下に明示する制約を受けます。Maplesoft の書面による明示的な許可がない限り、『利用者』は自ら以下の行為を行わないものとし、また『サードパーティ』が以下の行為を行うことを許可しないものとします。

- (a) 『ソフトウェア』の一部または全部について複製、送信、変更、改作、翻訳、またはその二次的著作物を含む派生物を作成すること。ただし、ユーザが作成した『Maple ワークシート/ドキュメント』のコンテンツで電子書籍版『ソフトウェア』製品の一部でないものと、その他本契約で明示的に許可されたものは除く。
- (b) 『ソフトウェア』をリバースエンジニアリング、逆アSEMBルまたは逆コンパイルすること、『ソフトウェア』をもとに派生物を作成すること、その他動作の仕組みやソースコードの取得を試みること。
- (c) 『ソフトウェア』もしくはその複製またはその一部を、全部または部分的に、一時的ま

たは永久に、『サードパーティ』に対し売却、使用許諾、再許諾、公開、配布、配信、拡散、割り当て、またはその他の方法 (売却、交換、リース、賃貸、贈与、貸与、その他) で引き渡すこと。

- (d) 『サードパーティ』による『ソフトウェア』の使用をサポートするために『ソフトウェア』を使用すること、使用許諾されていない『サードパーティ』と『ソフトウェア』を同時に利用すること、サービス機関としての使用を提供すること。ただし、Maplesoft の書面による事前の同意を得ている場合と、第 8 条 (k) および第 8 条 (l) に明記してある場合は除く。
- (e) 使用許諾されていない『サードパーティ』が容易にアクセスできる、インターネット/イントラネット/エクストラネットのウェブサイトの一部として、またはその他の電子的配信方法を経由して、『ソフトウェア』の全部または一部を使用すること。ただし、第 8 条 (k) および第 8 条 (l) に明記したとおり『MapleNet』および『MapleSim Server』を使用して作成されたコンテンツは除く。
- (f) 『利用者』が『ソフトウェア』への『リモート・アクセス』の使用許諾の権利を取得していない場合に、ウェブまたはインターネットアプリケーション、あるいは何らかのファイル共有方法/システム経由で『ソフトウェア』へのアクセスを直接的または間接的に提供すること。ただし、第 8 条 (k) および第 8 条 (l) に明記してある場合は除く。
- (g) 『ソフトウェア』またはその複製物に掲示されている著作権、営業秘密、特許権、商標権、ロゴ、所有権、その他の法的表示を変更、削除または見えにくくすること。
- (h) Maplesoft の名称、商号、ロゴや、Maplesoft またはそのあらゆる『関係者』もしくは『ライセンサー』のその他の商標を、Maplesoft の事前の書面による同意なしに、文書、電子的、またはその他の形態で使用すること。
- (i) 『利用者』が現在アクセスもしくは使用を許諾されていない『ソフトウェア』にアクセスする、または使用すること。
- (j) パーチェスコードやライセンスファイル (該当する場合) を『サードパーティ』に開示すること、または、本契約で規定されている『ソフトウェア』のインストールおよび使用以外の目的でそれらを使用させること。
- (k) 『MapleNet』『ソフトウェア』を、次に挙げる以外の方法で使用すること：『利用者』が所有、賃借または管理するプロダクションサーバ経由で『MapleNet』利用可能コンテンツを展開および提供すること。かかるコンテンツは、『注文確認書』で許可されている『団体』が『利用者』の『サイト』を介してアクセスでき、その形式は『Maple ワークシート/ドキュメント』、『Maplet』、HTML、JSP、その他の Java ベースのアプレットのみとします (以下、『MapleNet コンテンツ』といいます。)。Maplesoft の『ソフトウェア』のいずれかと機能が類似した、または競合する (Maplesoft の独自の裁量により判断します。) 『MapleNet コンテンツ』または『MapleNet』アプリケーションを『利用

者』が自らの『サイト』で利用可能にすることを禁止します。『利用者』が、『MapleNet』をオンライン評価またはオンライン学習システムの基本コンポーネントとして使用することを禁止します (Maplesoft の独自の裁量により判断します。)。さらに『Maple ワークシート/ドキュメント』、『Maplet』、HTML、JSP、その他の Java ベースのアプレット以外の方法により『利用者』が『MapleNet コンテンツ』を提供することも禁止します。『MapleNet コンテンツ』の開発または作成に使用されるすべての Maplesoft 『ソフトウェア』は、Maplesoft から有効に使用許諾されたものでなければなりません。『利用者』は『MapleNet コンテンツ』へのアクセスを提供することが許されていますが、『MapleNet コンテンツ』を販売したり、ライセンスを許諾したり、その他の方法により営利目的で提供することも禁止されています。これには、『MapleNet』または『MapleNet コンテンツ』へのアクセス提供に対し、登録料、サービス料、その他のあらゆる形態の取引手数料を課金して収益を創出することが含まれますが、それらに限定されません。『MapleNet』へのアクセスが『利用者』の『サイト』を通してのみ提供される場合に限り、『注文確認書』の規定に従い、『利用者』が賃借または管理する正しい数の CPU コア上に『MapleNet』をインストールすることができます。

- (l) 『MapleSim Server ソフトウェア』を、次に挙げる以外の方法で使用する : 『利用者』が所有、賃借または管理するプロダクションサーバ経由で『MapleSim Server』利用可能コンテンツを展開および提供すること。かかるコンテンツは、『注文確認書』で許可されている『団体』が『利用者』の『サイト』を介してアクセスでき、その形式は『Maple ワークシート/ドキュメント』のみとします (以下、『MapleSim Server コンテンツ』といいます。)。Maplesoft の『ソフトウェア』のいずれかと機能が類似した、または競合する (Maplesoft の独自の裁量により判断します。) 『MapleSim Server コンテンツ』または『MapleSim Server』アプリケーションを『利用者』が自らの『サイト』で利用可能にすることを禁止します。さらに『Maple ワークシート/ドキュメント』以外の方法により『利用者』が『コンテンツ』を提供することも禁止します。『コンテンツ』の開発または作成に使用されるすべての Maplesoft 『ソフトウェア』は、Maplesoft から有効に使用許諾されたものでなければなりません。『利用者』は『MapleSim Server コンテンツ』へのアクセスを提供することが許されていますが、『MapleSim Server コンテンツ』を販売したり、ライセンスを許諾したり、その他の方法により直接営利目的で提供することは禁止されています。これには、『MapleSim』または『MapleSim コンテンツ』へのアクセス提供に対し、登録料、サービス料、その他のあらゆる形態の取引手数料を課金して収益を創出することが含まれますが、それらに限定されません。『MapleSim Server』へのアクセスが『利用者』の『サイト』を通してのみ提供される場合に限り、『注文確認書』の規定に従い、『利用者』が賃借または管理する正しい数の CPU コア上に『MapleSim Server』をインストールすることができます。

- (m) Maplesoft の事前の書面による同意なく、商用目的で『ソフトウェア』の生成コードに

基づく派生物を『サードパーティ』に販売、使用許諾、または再許諾すること。

## 9. 権利、権原および利権の保護

Maplesoft は『ソフトウェア』関する権利は販売せず、本契約の条項に従って『ソフトウェア』を使用する権利を付与します。『ソフトウェア』が物理メディアにより提供される場合は、『利用者』は『ソフトウェア』を記録した物理メディアのみを所有するものとします。『ソフトウェア』は常に Maplesoft または Maplesoft の『ライセンサー』（該当する場合）の財産であり、『利用者』は本契約書に明記される場合を除き、『ソフトウェア』に対する権利、権原または利権を一切有しないものとします。Maplesoft または『利用者』が作成した、Maplesoft 『ソフトウェア』に対するすべての修正、改良、改善、変更、派生物は、Maplesoft 単独の知的財産になるものとします。Maplesoft はここに明示的に付与していないすべての権利を独占的に保有します。

## 10. サードパーティの知的財産

Maplesoft は、適宜、『サードパーティライセンサー』が Maplesoft へライセンスを付与している『ソフトウェア』その他の知的財産(以下、『サードパーティ IP』といいます。)を、本『ソフトウェア』の一部を構成するものとして配布する場合があります。かかる『サードパーティ IP』は (該当する場合)、本契約の条項に基づいて、『利用者』に対し提供されるものとします。かかる『サードパーティ IP』の使用について、追加の利用条件が課される場合は、Maplesoft または当該『サードパーティライセンサー』は、当該利用条件が、該当する『ソフトウェア』の購入、アクティベーション、またはインストールの過程で『利用者』に対し提示されるようにし、かかる利用条件を参照することにより本『ライセンス』に取り入れるものとします。『利用者』は、『ソフトウェア』使用の認証やロイヤリティ支払い計算のため、『サードパーティライセンサー』に対し情報および監査権を提供することが求められる場合があります。

## 11. 契約の解除

- (a) **通知による解除** — 『利用者』が本契約に定める規定を遵守しなかった場合、Maplesoft は『利用者』に書面による通知を行った上で、本契約を解除することができます。
- (b) **解除時の義務** — 本契約の解除時：
  - (i) 『ソフトウェア』に対するすべての権利およびライセンス並びに Maplesoft のすべての義務が解消します。上記にかかわらず、『利用者』が支払うべき『料金』を期限までに支払わないために、または本契約に違反したために Maplesoft が本契約を解除する場合は、そのような『料金』未払いにかかるライセンスのみが解除されるものとします。
  - (ii) 『利用者』は速やかに『ソフトウェア』の使用を中止し、『ソフトウェア』のあらゆる形式のコピーは、一部または全体にかかわらず、すべて Maplesoft へ返却され、または破棄されたことを Maplesoft に対して書面により証します。
  - (iii) その時点で支払いも『ソフトウェア』の納品も行われていない処理中の『利用者』の

ライセンス注文がある場合、それについて **Maplesoft** は、続行するか打ち切るかを選択できます。

- (iv) 本契約に別段の定めがない限り、本契約の下での『利用者』から **Maplesoft** へのいかなる支払いも返金はしません。
- (c) 本契約の終了後においても、本契約の第 8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19 および 20 条の規定は存続します。契約終了によって、本契約の下で認められているその他のすべての権利および使用許諾は失われます。

## 12. 料金と支払条件

『利用者』が支払う『ライセンス料金』は、個々の状況に応じて、該当する『注文確認書』、請求書またはウェブ購入確認書によって規定される額とします。本契約に明示的な別段の定めがない限り、いかなる支払いも返金しません。**Maplesoft** の書面による別段の同意がない限り、『利用者』が **Maplesoft** へ支払う『料金』はすべて、受領された『注文確認書』に記載の通貨で、同書の日付から 30 日以内に支払われるものとします。本契約の下で **Maplesoft** に支払われるべき金額で、支払日までに **Maplesoft** が受領していないものは、毎月 1.5% (年間 18%) または法律で定められる最大額のうち、少ない方の額に当たるサービス料が課されるものとします。

## 13. 税、租税、関税等

適正な免税証明書またはその他の免税資格を最終的に証明する書類がない場合は、『利用者』は本契約および本契約の下で認められる『ライセンス』に関して課されるすべての、売上税、使用税、物品税、付加価値税その他の税、関税、課税、租税、租税査定および公的手数料を支払うものとします (**Maplesoft** が単独で支払うべき **Maplesoft** の収入に対する、または収入に基づいて算定される税金を除きます。)。 **Maplesoft** が上記税金の法的徴収義務を負う場合、『利用者』へ請求書を発行した時点で、当該金額の支払い義務が生じるものとします。『利用者』にかかる税金、関税、手数料などの未払いにより生じたすべての申立ておよび責任について、『利用者』は **Maplesoft** に一切の損害を与えないものとします。

## 14. 限定保証

**Maplesoft** は、『ソフトウェア』が記録される物理メディアがある場合、『利用者』への納品日から 30 日間(以下、『返却期間』といいます。)、通常の使用およびサービスにおいて素材および品質に瑕疵がないことを保証します。当該瑕疵があった場合、『返却期間』に限り、『利用者』は、梱包材を含めたパッケージ全体を送り状の写しとともに郵便料金前払いの上、後記の住所の **Maplesoft** 宛に返却できます(『ソフトウェア』をダウンロードした場合は、『ソフトウェア』のすべてのコピーを完全に削除または破棄し、その削除または破棄を、**Maplesoft** に対し書面または電子通信により証します。)。 **Maplesoft** はその独自の選択により、(a) 購入代金を返金するか、または (b) メディアを交換するものとします。メディアの故障の原因が事故、不正使用、誤用のいずれかである場合、**Maplesoft** に購入代金の返金またはメディアを交換する責任は一切ないものとします。メディアを交換する場合、交換されたメディアの保証期間は、本来の保証期間の残

りの期間、または 30 日間のどちらか長い方の期間とします。本契約で規定されている場合を除き、この救済は、保証違反に対し『利用者』に与えられる唯一の救済であり、かつ、Maplesoft (および Maplesoft の関連会社と、それぞれの取締役、役員、社員、株主) が『ソフトウェア』に対し負うすべての責任および唯一の保証です。

『利用者』による保証違反に対する申立ては、書面により、本契約書記載の住所に Maplesoft 宛へ送付するものとし、該当する場合『利用者』は再現可能なテストケースを Maplesoft に示して保証違反を証明するものとし、

Maplesoft は、『ソフトウェア』が『利用者』の要求に合致することや、エラーがないこと、中断なく運用できることは保証しません。『利用者』は、『サードパーティ』ベンダーのソフトウェアとハードウェアを含む環境で『ソフトウェア』が動作することを確認し、また、Maplesoft は『サードパーティ』ベンダー製品を管理しないことを確認します。また『利用者』は、その運用に関し優れた知識を所有し、その独自の技術と判断に基づいて、Maplesoft 『ソフトウェア』の選択を行い、使用許諾を受けたことを確認します。『利用者』はさらに、『ソフトウェア』は耐障害性を持たず、『ソフトウェア』の障害が、死亡、人身傷害、または重大な物理的または環境的損害に直接つながること (以下、『**ハイリスク活動**』といいます。) により、フェイルセーフ動作が必要な危険な環境におけるオンライン制御装置として使用、再販されることを想定して設計、製造されていないことを確認します。従って、Maplesoft、『サードパーティライセンス』およびその供給業者は、『ハイリスク活動』への適合性については、特に、明示的にも黙示的にも何らの保証もしません。これらの用途における『ソフトウェア』の使用により生じた申立ておよび損害に対し、『利用者』は、Maplesoft、『サードパーティライセンス』、その供給業者は責任を負わないことに同意するものとし、

## 15. 知的財産の保証と補償

Maplesoft は、『ソフトウェア』が、カナダまたは米国に本拠を持つ第三者の登録済特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権(以下、総称して『**IP 権**』といいます。)を、侵害しないことを『利用者』に保証します。Maplesoft は、管轄権を持つ裁判所が『ソフトウェア』の IP 権侵害を認定するために生じる費用、損失、損害、責任などについて『利用者』に一切の損害を与えることなく免責し、Maplesoft は自ら費用を負担して、『利用者』に対して当該 IP 権侵害を主張するすべての申立て、訴訟、法的措置の防御を行うものとし、

ただし、Maplesoft は (i) 当該申立て、訴訟、法的措置について速やかに通知を受け、(ii) 『利用者』が保有するすべての証拠を受け取り、(iii) その防御と、調停または和解の全交渉に関し、『利用者』による適切な援助を受け、単独で管理すること、のすべてを条件とします。『IP 権』侵害の申立てが行われた場合、本契約上の Maplesoft の義務は、以下の場合に果たされるものとし、

Maplesoft が、(i) 『ソフトウェア』を使用し続けるライセンス許諾を『利用者』のために取得したとき、または (ii) 商業的に実質上同等で、かつ侵害性のないように『ソフトウェア』を交換または修正できたとき。ただし、上記の いずれの選択肢も Maplesoft にとって合理的に実行可能でない場

合は、Maplesoft の書面による要請により、『利用者』は『ソフトウェア』を Maplesoft へ返却し、Maplesoft から『ソフトウェア』に対し支払った『料金』の返金を受けるものとします。本条の下での賠償は、次の結果生じた IP 権侵害の申立てには適用されません。(1) 『ソフトウェア』の不正使用、(2) 『ソフトウェア』の本来の設計用途とは異なる方法での使用、またはほかの製品との組み合わせによる使用で、その組み合わせが IP 権侵害の原因となった場合、(3) 『利用者』による『ソフトウェア』の不正改造、(4) 『ライセンス』条件に反する『利用者』の意図的な行動、(5) Maplesoft の事前の書面による同意なしに『利用者』により行われた調停または和解。上記は、『ソフトウェア』の IP 権侵害に関する Maplesoft の責任のすべてであり、これに関する明示的、黙示的または法令によるあらゆる保証に代わるものです。

## 16. 免責

本契約に明示的に規定される場合を除き、適用される法令で最大限に認められる範囲内で、『ソフトウェア』は、商品性および特定目的適合性に関する黙示の保証を含むがそれらに限定されず、明示、黙示、法令上またはその他のいかなる保証も条件も伴わず、「現状のまま」提供されます。Maplesoft、その『関係者』、販売店、再販業者、代理店が口頭または書面で提供した情報または助言は、保証を構成するものではなく、または何らかの点で本条に定める保証の範囲を広げるものでもありません。『利用者』は、正確性、適格性、信頼性、最新性またはその他において、『ソフトウェア』または『ドキュメンテーション』の使用および性能に関するすべてのリスクを負うものとします。以上の一般性を制限しない範囲で、『ソフトウェア』および『ドキュメンテーション』の作成、生産または納入に関与した Maplesoft、その代理人またはその他の者は、『ソフトウェア』の使用もしくは使用不能、『ソフトウェア』のインストールとアクティベーション、本契約の終了、『利用者』のコンピュータ関連装置の故障、または『利用者』による『ソフトウェア』の使用の結果生じる『利用者』のコンピュータ、ソフトウェアもしくはその他の財産の損傷に起因する、直接損害、間接損害、特別損害、派生的損害、付随的損害(収入または利益の喪失、事業の中断、テストの中断、事業情報の喪失等の損害等を含みますが、これらに限定されません。)について、たとえ Maplesoft もしくはその代理人が、当該損害や申立ての可能性を知り、または予見可能であったとしても、『利用者』またはその他の者に対して責任を負わないものとします。一部の法管轄区域では、派生的損害または付随的損害について、賠償責任の免除と制限を認めていないため、上記の制限が『利用者』に適用されない場合があります。Maplesoft の責任総額の上限は、『ソフトウェア』の代金として『利用者』が支払った金額を超えないものとします。本条に定める制限は、主張される違反または不履行が基本的な条件の違反であるか否かに関係なく、適用されるものとします。一部の法管轄区域では黙示の保証期間に関する制限が認められていないため、上記の制限が『利用者』に適用されない場合があります。

## 17. 情報とプライバシーの安全

- (a) Maplesoft およびその供給業者やパートナーは、『ソフトウェア』内に保管されたデータが、喪失や不正アクセスから安全に守られることを保証または表明するものではありません。

せん。

- (b) 『個人情報』を Maplesoft に提供するにあたって『利用者』は、以下を表明、保証、誓約します。
- (i) 『個人情報』を『利用者』が直接作成したか、『利用者』が雇用した代理人が作成したかにかかわらず、Maplesoft に開示または提供される『個人情報』の収集、正確性、完全性に対し、『利用者』は単独かつ排他的な責任を負うこと。
- (ii) Maplesoft に対し開示されるすべての『個人情報』は、問題になっている『個人情報』にかかわるすべての適用法に従って収集、開示され、該当する場合は、Maplesoft へ、またはさらに一般的には『利用者』のサービスプロバイダーへ開示することについての同意を、『個人情報』を提供した個人から得ていること。
- (iii) 『利用者』は、自らが雇用しまたはその他の形で権限付与した個人を、Maplesoft へ提供した『個人情報』に関する問い合わせに回答し、当該情報に関するあらゆる問い合わせに迅速に対処できるように、担当者として特定すること。
- (c) Maplesoft のプライバシーポリシーは次のリンクに掲載されています：  
<https://www.maplesoft.com/privacy>

## 18. 補償

『利用者』は、『利用者』による製品やサービス、表明、保証その他の誓約の提示、本契約の条項の不履行、または地方、州、連邦、外国その他の法規もしくは第三者の権利に対する『利用者』の違反または侵害を含むがそれらに制限されない、『ソフトウェア』に関する『利用者』の作為または不作為により、Maplesoft またはその『関係者』に対して起こされるいかなる申立て、訴訟、または判決から直接的または間接的に生じるいかなる損失、責任、費用、支出もしくは損害(妥当な弁護士費用を含みます。)から Maplesoft と『サードパーティライセンサー』を補償し、かつ何らの損害も与えないことに同意します。

## 19. 契約遵守と監査権

本契約の契約期間中、および契約期間の満了または解除後から 2 年間、『利用者』は本契約の条項の遵守を十分に証する自らの正確な『ソフトウェア』使用記録を保持します。『利用者』は、『利用者』自身が本契約で認められている 1 つ以上の使用許諾に違反したり、本契約のその他の重要な条項に違反した場合、速やかに Maplesoft に通知することに同意するものとします。『利用者』が本契約条項を遵守していることを確認するため、『利用者』は、Maplesoft または『サードパーティライセンサー』(該当する場合)により指名された『サードパーティ』監査人(以下、『監査人』といいます。)により、『利用者』の『ソフトウェア』使用状況を監査することを許可し、『監査人』からしかるべき事前の通知を行い、『監査人』がその監査目的で合理的に要請した場合、すべて営業時間内に、『監査人』が『利用者』の施設、『サイト』、CPU、コンピュ

ータシステムにアクセスすることや、『利用者』の社員およびコンサルタントに協力させることに同意するものとします。監査の結果、1 つ以上のライセンス違反が明らかとなり、それらの違反は『利用者』がライセンス範囲拡張のための追加『料金』を払っていれば部分的または全体的に避けられた場合は、『利用者』は速やかに、状況に応じて **Maplesoft** または『サードパーティライセンサー』へ、該当するライセンス料金 (その時点の受取人の定価に基づく金額) を支払うものとし、また未払い『ライセンス料金』が、支払い不足が発生した該当期間の該当『ソフトウェア』に対し支払われた『ライセンス料金』の 5%を超える場合は、『利用者』は未払い『料金』の支払いに加えて、状況に応じて **Maplesoft** または『サードパーティライセンサー』に対し、監査費用の全額を支払うものとします。

## 20. 一般条項

- (a) **輸出管理** — 『ソフトウェア』は、常に、カナダにおいて適宜施行される適用可能な全輸出管理法規の対象となります。『利用者』は、**Maplesoft** から購入、または使用許諾された『ソフトウェア』について、これらの法規に違反する、または本契約の条項に反する処分をしないことに同意するものとします。
- (b) **連邦政府による取得** — 『ソフトウェア』は、民間費用または米国政府以外からの公的資金のみによって開発された商用製品です。『ソフトウェア』および『ドキュメンテーション』が、直接的または間接的に、米国政府の組織または機関のために (i) 米国国防総省の契約条項の下で取得された場合、**DOD FAR Supplement** (米国国防総省調達規則補則) **227.7202-3(a)** の規定により、米国政府は本ライセンス契約に記載された権利のみを有するものとし、(ii) 民間機関の契約条項の下で取得された場合、『ソフトウェア』および『ドキュメンテーション』の使用、複製、開示は、「**Acquisition of Existing Computer Software** (既存コンピュータソフトウェアの取得)」と題された **FAR 27.405(b)(2)(i)** 節に記載の制約、当該機関の **FAR** 補則およびその後継規則内のあらゆる制約、および本ライセンス契約に記載の制約の対象となります。本契約およびそのライセンスが、政府の必要性を満たさなかった場合、または何らかの点で米国連邦調達法に抵触する場合、政府は『ソフトウェア』を未使用で **Maplesoft** へ返却することに同意するものとします。
- (c) **準拠法** — 本契約は、抵触法の原則にかかわらず、適用可能なカナダおよびオンタリオ州の法律に準拠しますが、国際物品売買契約に関する国連条約は本契約には適用されません。
- (d) **裁判管轄** — 本契約から、またはこれに関連して発生する紛争は、『利用者』が **Maplesoft** に対して訴訟や類似の申立てを行う場合にはカナダ・オンタリオ州の裁判所に、また、**Maplesoft** が『利用者』に対して訴訟や類似の申立てを行う場合には東京地方裁判所に、専属的裁判管轄権を認めるものとします。
- (e) **承継人および譲受人** — 本条項は両当事者の相続人、承継人および許可を受けた譲受人

に対して拘束力を持ち、かつそれらの者の利益を図るものとし、本契約を譲渡しないものとし、

- (f) **条項の無効** - 本契約のいずれかの条項が、管轄権を有する裁判所によって無効と判断された場合でも、両当事者は、裁判所が当該条項に反映された両当事者の意思に効力を与えるために努力し、かつ、その他の条項は引き続き完全に効力を有することに合意するものとし、
- (g) **承認** - 『利用者』は、本契約、その付属文書および制限付き保証の規定を読み、かつ理解したことを認め、本契約に定める条項に従うことに同意するものとし、また『利用者』は、本契約と付属文書（該当する場合は、『ソフトウェア』に関する『利用者』と **Maplesoft** 間の完全かつ唯一の契約であり、口頭、書面を問わず、『ソフトウェア』の保証を含めるがそれに限定されない本契約の内容に関する『利用者』と **Maplesoft** との間の本契約以前のすべての合意、表明およびその他のやりとりに優先するものであることに同意するものとし、本契約は両当事者による書面の合意によってのみ修正することができます。
- (h) **完全合意** - **Maplesoft** が書面で別途同意しない限り、本契約（参照により本書に組み込まれたすべての条件を含みます。）は、本契約の内容に関する両当事者間の完全な合意をなし、口頭、書面を問わず、本契約の内容に関する両当事者間のすべての合意、見解、交渉、協議に優先し、本契約で特に定める場合を除き、本契約の内容に関して両者間に別段の保証、表明、合意は存在しません。
- (i) **言語** - 本契約の原文は英語で作成されており、日本語版は『利用者』の便宜のために提供されています。英語版と日本語版の条項に齟齬がある場合には、英語版が優先して適用されます。

## 別紙 A：語句の定義

以下の語句は、下記のとおり定義します。

『**エリートメンテナンス制度**』 - 『利用者』に対して、『利用者』が保有する Maplesoft の『ソフトウェア』に関する最新リリースをアップグレードとして提供する年間契約。『利用者』の『ソフトウェア』に適用がある場合には、『ソフトウェア』のプレミアム機能にアクセスしたり、追加の製品やサービスにアクセスすることのできるクレジットも提供されます。

『**学生**』 - (i) 『教育機関』で学位または卒業証書の取得に向けてフルタイムまたはパートタイムで就学する学部生で、対象となる時期に現役就学している者、(ii) 認定教育機関で、継続教育または専門教育課程に登録している学生、(iii) 高校、職業訓練校、その他の認定校に在籍する学生、(iv) 認定教育機関が学生であると認めるあらゆる個人。『学生』の就学形態は、通学課程か通信教育課程かを問わない。教育機関が認定を受けているものであるかは、Maplesoft がその独自の裁量で判断するものとする。『学生』は、Maplesoft の独自の裁量による指示に従い、購入時またはその後にその『学生』の身分を証明するものを提出しなければならない。

『**学生利用**』 - 取得した『学生ライセンスオプション』と適用される『インストールタイプ』に従って、『学生』が学習課程の授業要件、自習および個人研究の用途でのみ『ソフトウェア』をインストールし使用すること。なお、従業員としての利用、またはその他商業的な利益、指導、教育、商用または学術研究を目的とする利用は『学生利用』に含まれないものとする。

『**関係者**』 - 本契約の当事者に関し、直接的または間接的にその当事者の支配下にある、またはその当事者を支配する、またはその当事者と共通の支配下に置かれた個人または『団体』。ここでいう「支配」とは、所有権または資本参加、議決権付株式、受益権、契約、合意その他の手段により、個人または『団体』の方針管理を指示する権限、またはその指示行為をもたらす権限を、直接的または間接的に保有することを意味する。

『**教育機関**』 - 学位授与資格を持つ教育機関で、『ソフトウェア』を『注文確認書』に即して学術的な目的のみに使用するもの。

『**個人情報**』 - 特定された個人に関する、任意の形式で記録されているあらゆる情報。特定された個人とは、『利用者』の機関におけるユーザその他の、特定の個人として識別された者や、その情報によって特定の個人として推定または識別できる個人を含む。特定の個人として識別されておらず、その情報から特定の個人として推定できない複数の個人についての情報は含まない。

『**サイト**』 - 公開または非公開のイントラネット、エクストラネット、インターネットのウェブサイトで、『利用者』が所有しているか、『利用者』のユーザ専用として『利用者』に独占的に使用許諾されているもの。

『**サードパーティ**』 - Maplesoft、『利用者』、『関係者』以外の法人または個人。

『**サードパーティライセンサー**』 - 個人または団体で、状況に応じてその知的財産を再配布す

るライセンスを Maplesoft に許可した者。詳細は Maplesoft のウェブサイト参照。

『その他の教育機関』－ 中等教育機関、大学、職業訓練校、その他の認定課程を提供しているか、認定された学位の授与資格を持つ非商業的教育機関。『ソフトウェア』の商用ユーザは、その顧客やスタッフに提供する非商業的な学内教育やセミナーのためだけに『ソフトウェア』を使用する場合に限り、Maplesoft の独自の裁量により『その他の教育機関』とみなされる場合がある。

『ソフトウェア』－ 本契約下で納入され使用許諾される、コンピュータソフトウェア、ツールボックス、電子書籍、その他の製品および『ドキュメンテーション』であって、改良版、エラー修正版も含む。Maplesoft の各製品はそれぞれ独立した『ソフトウェア』品目であり、その使用許諾は本契約の下で個別に行われ、適用される『注文確認書』に記載される。

『団体』－ 代理店を含む、法人、組合、合弁事業、共同事業、トラスト、企業、個人、IT 技術者、教育機関、または独立した法的権利を行使できるあらゆる組織。

『注文確認書』－ 『利用者』の購入形態の諸条件を確認するために Maplesoft またはその認定再販業者が発行する文書。記載内容は、注文した『ソフトウェア』、『ライセンスオプション』、『インストールタイプ』、『ソフトウェア』の使用が認められた『ライセンス』保有ユーザ数 (ノン・フローティングまたはフローティング) を含み、その他の内容も記載されることがある。購入のタイプにより注文確認書の書式は異なることがあり、Maplesoft のインボイス (明細書) またはウェブストアの確認書も含まれるがこれらに限定されないものとする。

『ドキュメンテーション』－ Maplesoft が適宜提供するユーザガイド、スタディガイド、その他のドキュメンテーションのこと。ただし、適宜更新される可能性のある『ソフトウェア』の提供に関連して利用できるものであるか否かにかかわらずのものとする。『ドキュメンテーション』は、複数の言語で、印刷物またはオンライン文書として提供される場合がある。

『内部利用』－ 『利用者』が個人の場合は『利用者』が、そうでない場合は (該当する場合で、かつ本契約で許容される範囲で) 『利用者』の『関係者』の従業員、教育助手、実習生、受託者が『ソフトウェア』を使用すること (ただし、受託者の場合、当該受託者が『利用者』の構内においてのみ業務を遂行することを『利用者』またはその『関係者』と契約しているものとする。)

『ライセンス』－ 第 5 条で説明された意味を持つものとする。

『ライセンスオプション』－ 『利用者』が本契約に従ってインストールし、使用する『ソフトウェア』固有の権利、制約および義務。『注文確認書』で選択し取得した『ライセンスオプション』について許可される『インストールタイプ』に関連したものを含む。

『リモート・アクセス』－ アプリケーションの仮想化。Citrix ライセンスキー共有、またはそれに類似したサービスを利用して、インターネットを介して『ソフトウェア』にログイン、または『ソフトウェア』もしくはその一部にアクセスすることを可能にする機能。

『料金』－ 『注文確認書』に記載された、『ソフトウェア』について『利用者』が Maplesoft

に対して支払うべき料金。ただし、『注文確認書』に特に記載がある場合は『エリートメンテナンス制度』の料金も含む。

**『利用者』** - Maplesoft が本契約において『ライセンス』を与える『団体』。『利用者』は『ライセンス』にかかわる契約上の義務を遵守し、『利用者』を通して『ソフトウェア』にアクセスすることを許可されているあらゆる者にも当該義務を遵守させる責任を負う。

**『MapleNet』** - 『利用者』が所有、賃借または管理するコア (『注文確認書』に記載されているとおり) を介して、『利用者』 (または『利用者』の『サイト』を介して MapleNet にアクセスするユーザ) が MapleNet 対応コンテンツを展開および提供することを可能にする MapleNet™ ソフトウェア。

**『MapleSim Server』** - 『利用者』が所有、賃借または管理するコア (『注文確認書』に記載されているとおり) を介して、『利用者』 (または『利用者』の『サイト』を介して 『MapleSim Server』にアクセスするユーザ) が MapleSim Server 対応コンテンツを展開および提供することを可能にする MapleSim Server ソフトウェア。

**『Maplet』** - 『利用者』の『サイト』のユーザが、MapleNET™ ソフトウェアとの数学的計算の授受のために使用するアプレットインターフェースで、ウェブブラウザ、Java プログラム、その他のソフトウェアを含むがこれらに限定されない。ただし、このインターフェースは、適宜改良、修正または改善される可能性のある、いわゆる『Maple ワークシート/ドキュメント』と称するグラフィカルユーザインターフェース製品ではない。

**『Maple ワークシート/ドキュメント』** - Maplesoft が作成および表示する電子文書。『ソフトウェア』により与えられたすべての機能および属性を含む。